

防大教第724号
平成17年5月30日

各部長

先端学術推進機構長 殿

各学群長

防衛大学校長

F D委員会の設置について(通達)

改正 平成18年7月31日防大教第975号	平成19年1月9日防大教第7号
平成19年3月30日防大教第437号	平成20年4月14日防大教第84号
平成21年3月31日防大総第542号	平成24年4月6日防大教第525号
平成27年4月10日防大総第532号	平成28年3月31日防大教第427号
平成30年3月30日防大総第346号	令和2年7月28日防大機第1217号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 設置

防衛大学校におけるFD(教授能力の開発・向上等)活動に関する事項を審議するため、FD委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 構成

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 教官をもって充てる副校長
- (2) 副委員長 教務部長及び先端学術推進機構長
- (3) 委員

ア 教養教育センター長、理工学研究科長及び総合安全保障研究科長

イ 教養教育センター、各教育室及び各学科から防衛大学校長(以下「学校長」という。)が指名する准教授以上の教官各1名

ウ 総務課長、教務課長、訓練課長、学生課長、総括首席指導教官及び先端学術推進機構事務室長

エ 各大隊首席指導教官

オ その他学校長が指名する者

3 審議事項

委員会は学校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 防衛大学校のFD活動に関する事項
- (2) FD活動に関する中・長期計画及び企画・改善に関する事項
- (3) その他、委員長が必要と認めた防衛大学校のFD活動に関する事項

4 部会

- (1) 委員会に、学校長が別に定める部会を置くことができる。
- (2) 部会は、学校長が指名する部会長及び部会員をもって構成する。

5 開催

委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総括する。

6 任期

第2項第3号イの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 学群長会議に対する報告

委員会で審議が終了した事項のうち、特に必要と認めた事項の審議結果を学群長会議に報告するものとする。

8 庶務

委員会の庶務は、先端学術推進機構事務室において行う。

9 委任規定

この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。